

#### 4 労働協約等の運営状況

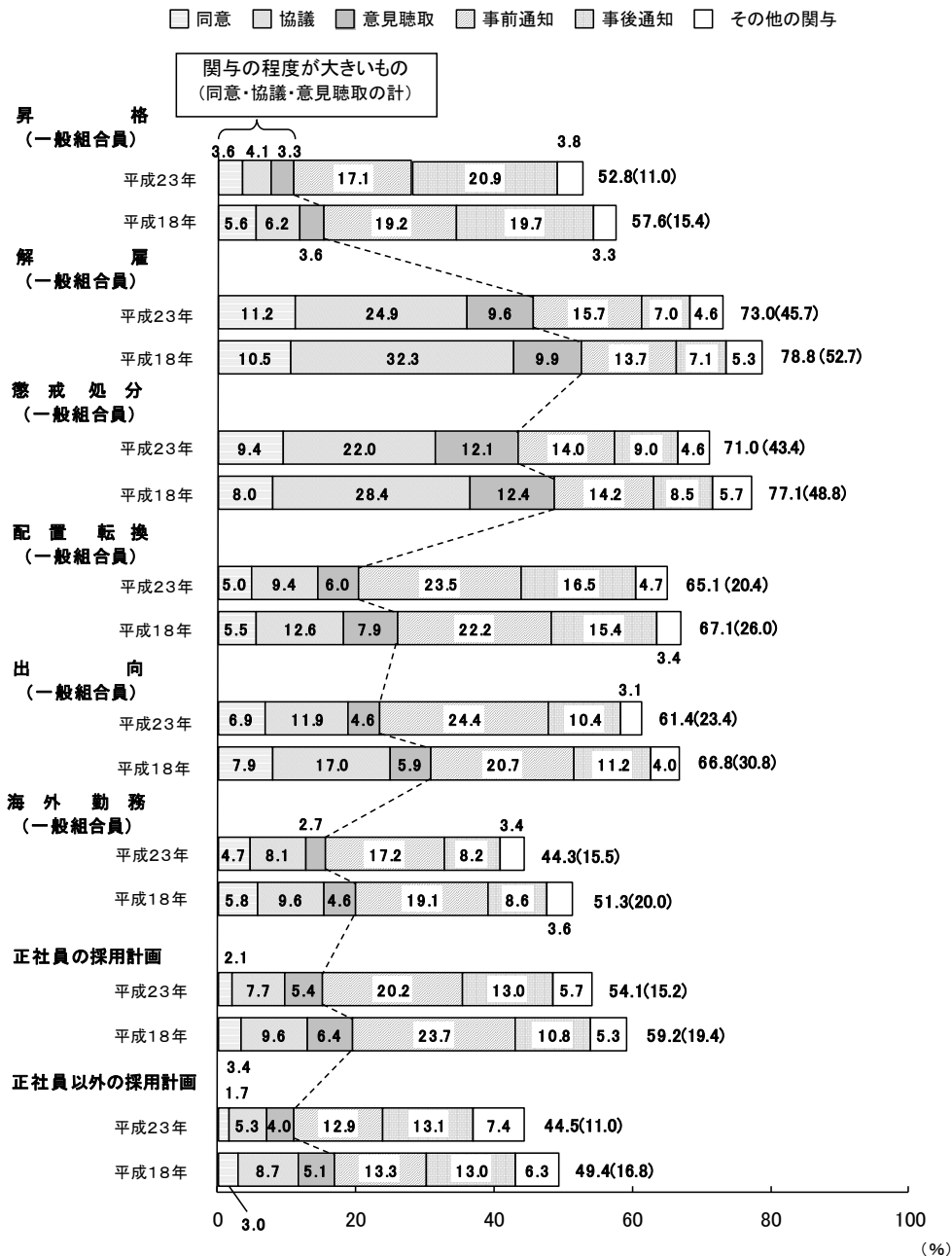
##### (1) 人事に関する事項についての労働組合の関与状況

一般組合員（組合役員を除く）の人事に関する事項について、労働組合の関与状況をみると、何らかの方法（「同意」、「協議」、「意見聴取」、「事前通知」、「事後通知」、「その他の関与」を合わせたものをいう。）で「関与している」労働組合の割合は、「解雇」73.0% [前回 78.8%]、「懲戒処分」71.0% [前回 77.1%]、「配置転換」65.1% [前回 67.1%] の順で高くなっている。

労働組合の関与の程度が大きいもの（「同意」、「協議」、「意見聴取」の計）の割合をみると、「解雇」45.7% [前回 52.7%]、「懲戒処分」43.4% [前回 48.8%] の順で高くなっている。

採用計画について、労働組合の関与状況をみると、何らかの方法で「関与している」労働組合は、「正社員の採用計画」54.1% [前回 59.2%]、「正社員以外の採用計画」44.5% [前回 49.4%] となっている。（第2図）

第2図 人事に関する事項についての労働組合の関与の程度別労働組合割合  
(全数=100)



注：1) ( ) なしの数値は、「不明」を含む全客体を100とした割合である。  
2) ( ) 内の数値は、「不明」を含む全客体を100とした労働組合の関与の程度が大きいもの（「同意」、「協議」、「意見聴取」の計）の割合である。

## (2) 就業時間中の組合活動について

ア 就業時間中の組合活動に組合員が参加する場合の取扱い

(7) 組合大会等定期の会合では、「許可、届出等を要しないことができる」9.9% [前回 10.4%]、「届出、通知等をすればできる」49.3% [前回 55.9%]、「許可、承認等のあった場合できる」26.2% [前回 22.3%]、「全くできない」12.9% [前回 9.7%] となっている。

(イ) 教宣活動等日常の組合活動では、「許可、届出等を要しないことができる」14.7% [前回 16.3%]、「届出、通知等をすればできる」39.5% [前回 42.2%]、「許可、承認等のあった場合できる」29.4% [前回 26.4%]、「全くできない」14.0% [前回 13.4%] となっている。

イ 就業時間中の組合活動についての労働協約の規定の有無別にみると、「組合大会等定期の会合」、「教宣活動等日常の組合活動」のいずれの場合も、「届出、通知等をすればできる」、「許可、承認等のあった場合できる」において、労働協約の規定がある労働組合の方が高くなっている。(第10表、第3図)

第10表 就業時間中の組合活動に参加する場合の取扱い別労働組合割合

区 分	(単位：%)				
	計	許可、届出等を要しないことができる	届出、通知等をすればできる	許可、承認等のあった場合できる	全くできない
< 組合大会等定期の会合 > 計	100.0	9.9	49.3	26.2	12.9
就業時間中の組合活動について 労働協約の規定あり	100.0	10.1	50.9	27.2	10.3
労働協約の規定なし	100.0	10.8	45.6	22.1	21.1
< 教宣活動等日常の組合活動 > 計	100.0	14.7	39.5	29.4	14.0
就業時間中の組合活動について 労働協約の規定あり	100.0	11.9	42.1	32.5	11.7
労働協約の規定なし	100.0	23.2	30.4	23.1	21.9

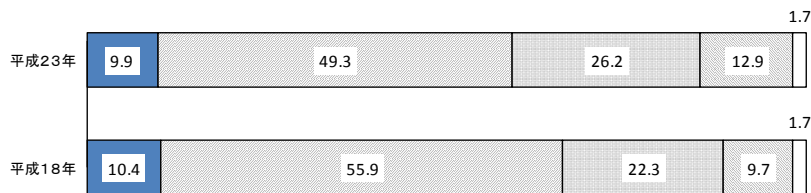
注：1) 表頭「計」には取扱い「不明」が含まれる。

2) 表側「計」には就業時間中の組合活動について労働協約の規定の有無「不明」が含まれる。

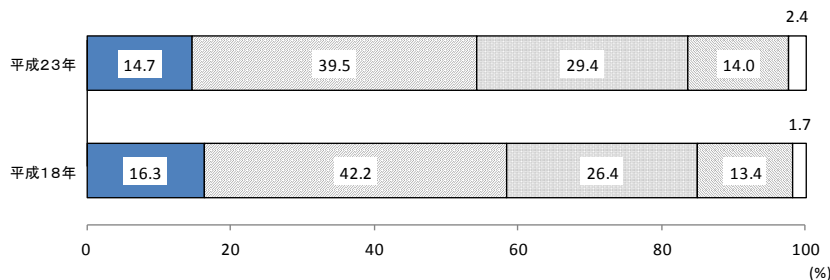
第3図 就業時間中の組合活動に参加する場合の取扱い別労働組合割合

■ 許可、届出等を要しないことができる    ■ 届出、通知等をすればできる    ■ 許可、承認等のあった場合できる  
■ 全くできない    □ 不明

組合大会等定期の会合



教宣活動等日常の組合活動



### (3) チェック・オフ状況について

組合費のチェック・オフの状況をみると、組合費のチェック・オフが「行われている」労働組合は91.0% [前回93.5%]、「全く行われていない」労働組合は7.7% [前回4.6%]となっている。

チェック・オフが行われている労働組合のうち、「定期組合費以外についても行われている」労働組合は50.4% [前回54.3%]、「定期組合費のみについて行われている」労働組合は49.6% [前回45.7%]となっている。(第11表、第4図)

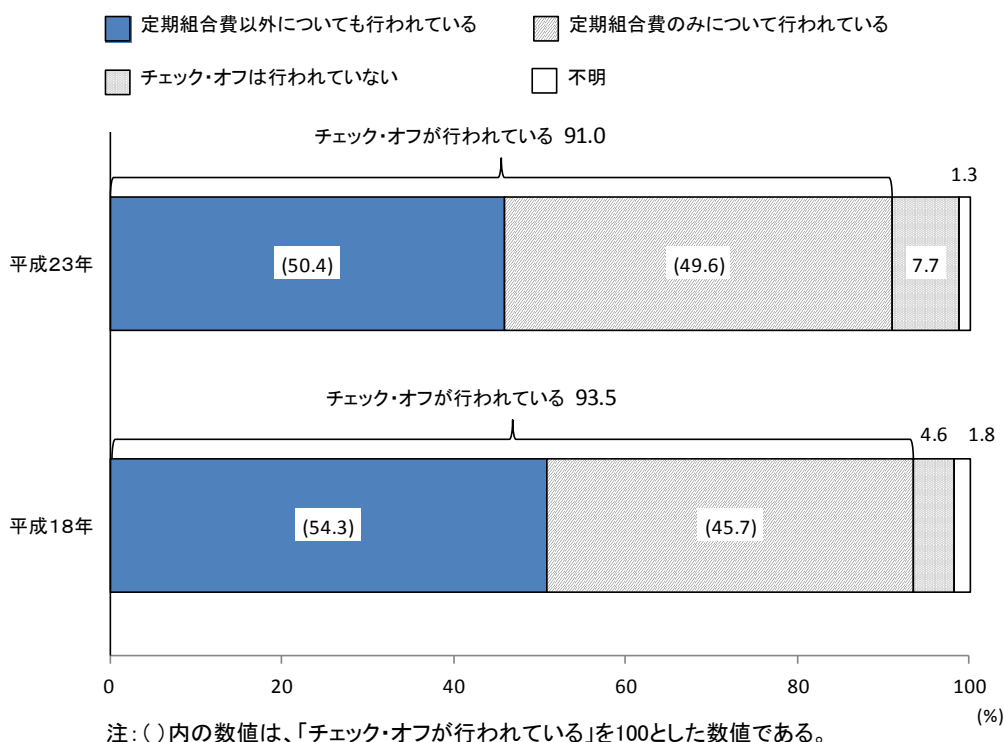
第11表 組合費のチェック・オフ状況別労働組合割合

区 分		計	チェック・オフが行われている			チェック・オフは全く行われていない
			定期組合費以外についても行われている	定期組合費のみについて行われている		
計		100.0	91.0 (100.0)	(50.4)	(49.6)	7.7
< 企 業 規 模 >						
5,000	人 以 上	100.0	93.6 (100.0)	(54.5)	(45.5)	5.2
1,000	～ 4,999 人	100.0	97.4 (100.0)	(56.1)	(43.9)	1.7
500	～ 999 人	100.0	93.4 (100.0)	(52.4)	(47.6)	5.9
300	～ 499 人	100.0	91.1 (100.0)	(46.0)	(54.0)	8.4
100	～ 299 人	100.0	86.0 (100.0)	(48.2)	(51.8)	11.7
30	～ 99 人	100.0	83.7 (100.0)	(39.1)	(60.9)	14.8

注：1) 表頭「計」には「不明」が含まれる。

2) ( )内の数値は、「チェック・オフが行われている」を100とした数値である。

第4図 組合費のチェック・オフ状況別労働組合割合



注：( )内の数値は、「チェック・オフが行われている」を100とした数値である。